

# Angel's Gym ジム利用規約 第三版

## 第一条（入会資格）

当ジムは会員制です。次のいずれかに該当する方は、当ジムの会員になることはできません。

1. 申込みを行う方が入会者本人ではない方。
2. 医師等により運動を禁じられている方。
3. 他人に感染する恐れのある病を持っている方。

## 第二条（会費について）

1. 当ジムの会費は、社会経済情勢の変化に伴い変更する場合があります。
2. 金額については、サイトの料金表をご確認ください。
3. 会員は、実際のジムの有無にかかわらず、会費を支払う義務があります。
4. 入会后1年はご滞在の条件での契約であります。万が一在籍期間内で退会される場合には、1年に満たないご滞在期間の月謝をお支払いいただきます。

第三条（会費について） 会員以外の方の利用は次の条件が必要です。

1. ビジター利用は、営業時間開始から終了までとします。

## 第四条（服装について）

1. 運動に適した服装で利用してください。
2. マシンを傷つける恐れのある服装は、避けてください。

## 第五条（禁止事項について）

1. 次のいずれかに該当する方は、入館禁止とさせていただきます。
  - (1) 当ジム内での営業行為。
  - (2) 飲酒した状態での施設入館。
  - (3) マシン等を故意に破損した方
  - (4) 法律で禁止された薬物等の使用。
  - (5) 金銭が発生するパーソナルトレーニング行為。
  - (6) 大きな声を発したり、他の会員等への嫌がらせ等。
  - (7) 大きな音を立ててトレーニングすること。
2. 当ジムへの入館禁止中の会員は、禁止中も会費等を支払わなければならないものとします。

## 第六条（退会について）

退会の希望する月初～10日までに事務局までに電話してください。  
毎月10日までの手続き完了で当月末日をもって退会となります。

#### 第七条（会員資格の喪失）

次の場合に、自動的にその会員資格を喪失します。

退会。

死亡。

当ジムを閉鎖したとき。

#### 第八条（会員資格の譲渡禁止等）

当ジムの会員資格は本人限りとし、第三者への譲渡、売買、貸与、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為、もしくは相続その他の包括継承はできません。

#### 第九条（個人情報の取り扱いについて）

1.当会は、業務上必要で会員の個人情報をお預りします。

（1）氏名、年齢、性別、住所、電話番号、メールアドレス、

2.当ジムは、以下のいずれかに該当する場合を除き、業務上知り得た個人情報を第三者に提供いたしません。

（1）利用料金の請が必要で、その外部に委託した場合。

（2）法令に基づき提供を求められた場合。

（3）生命、身体または財産の保護のために必要な場合に会員の同意を得る事が困難な場合。

#### 第十条（営業日および営業時間）

1. 当ジムは24時間の営業です。365日無休です。

都合により変更になる場合は、事前に告知いたします。

2. 建物設備の点検や補修や改修をするときは、事前に告知いたします。ただし、気象災害等の理由により、事前告知なく変更する場合があります。

#### 第十一条（ジム施設の利用制限）

1. 当ジムは、次の理由により施設の利用を制限することがあります。そのような制限がなされる場合でも、会員の会費等の支払い義務が縮減または停止されることはありません。

（1）気象災害等により、会員にその被害が及ぶと当ジムが判断し、営業が困難と認めるとき。

（2）施設、設備の点検、補修または改修をするとき。

（3）法令の制定、行政指導、社会経済の著しい変化。その他やむを得ない事由が発生し

たとき。

(4) ジムが休業を必要と認めるとき。

2. 前項の場合、事前にその旨を当ジムのホームページ等にて告示します。
- 3.ただし、気象災害等 によって緊急を要する場合は、この限りではありません。

#### 第十二条（ジム施設の閉鎖・変更）

当ジムは、次の理由により施設の全部または一部を閉鎖 もしくは変更することがあります。

- 1.気象・災害等により会員にその被害が及ぶと当ジムが判断し 営業を不可能と認めたととき。
- 2.法令の制定改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化。その他当ジムの経営上等やむを得ない事由が発生したとき。

#### 第十三条（賠償責任）

- 1.当内で発生した紛失、盗難、傷害 その他の事故については、当ジムは、その故意または、重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。
- 2.会員またはビジターは、自己の責に帰すべき原因により、当ジムまたは第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。
- 3.会員は、紹介または同伴したビジターの責に帰すべき原因により発生したのについて、その同伴したビジターと連帯して責任を負わなければなりません。

#### 第十四条（解散）

1. 当ジムは、やむを得ざる理由が発生した場合には、2ヶ月前の予告をすることにより、解散することができます。
- 2.解散の事由が天災、地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、前項の予告期間えお短縮することができます。
- 3.当ジムの解散の場合、当ジムは会員に対し特別の行いません。

#### 第十五条（通知予告）

本規約および当ジムの諸事情に関する通知または予告は、当ジム所定の場所に掲示する方 または電子メール等により行います。

#### 第十六条（会員情報変更について）

- 1.入会申込書等に記載した内容に変更があったときは、変更届を提出してください。
2. 当ジムから会員への諸通知等は、会員から届け出のあった最新の住所またはメールアドレス等宛てに行います。

第十七条（本規約その他の諸規則の改定）

当ジムは、本規約、細則、利用規定、その他ジムの運営、管理に関する事項を改定することができます。また、その効力は、最新の改訂日をもって全ての会員に適用されます。

附則. 本規約は 2023 年 10 月 1 日より発効します。